

ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館改修工事設計業務における簡易公募型プロポーザル実施要領

1 簡易公募型プロポーザル実施目的

ふじみ野市第2運動公園体育館は、昭和52年に竣工、武道館は、昭和55年に竣工し、築45年以上が経過した老朽化の進んだ施設のため、利用者の安全面等の観点からも早急に改修工事を進める必要があり、また、近年の気候変動の影響による平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から、災害時に主な避難先となる体育館への空調設備の設置を推進していくことが必要である。

ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館改修工事は、利用者の利便性を考えると、可能な限り閉館期間を短く事業を進める必要があるため、設計段階から十分な検討の上、効率的に進めるためには、高い技術力、計画性、創意工夫など持ち合わせた民間事業者から提案を求めることが必要であると考えられることから、改修工事設計業務の優先交渉権者を簡易公募型プロポーザルにより選定することを目的に、本プロポーザルを実施するものとする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館改修工事設計業務委託

(2) 履行場所

ふじみ野市第2運動公園

(3) 業務内容

ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館の改修工事の設計業務を行う。

(4) 履行期間

契約日から令和8年1月30日まで

(5) 提案限度額

金27,145,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 契約方法

本要領に基づいて提出された企画提案書等を「ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館改修工事設計業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で審査した結果を踏まえて市が決定した優先交渉権者と契約に向けて協議し、随意契約により契約する。

3 応募要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

ア 形態が単体企業であること。

イ この公告の日において、令和7・8年度ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。

なお、登載業種については、建築関連コンサルタント（建築意匠）とし、所在地区分等については、名簿に登載された「本店」又は「契約締結権限を有する支店等」を川越県土整備事務所管内又はさいたま市の区域内に有すること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ この公告の日から開札日までの期間において、ふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定める入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ この公告の日から開札日までの期間において、ふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。

カ この公告の日から開札日までの期間において、ふじみ野市競争入札参加者実態調査実施要綱（令和元年ふじみ野市告示第194号）に定める入札参加制限の措置を受けていない者であること。

キ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

ク 管理技術者は、一級建築士とし、当該業務に配置できること。

なお、配置する技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の3か月以上前から恒常的に雇用関係にある者とする。

ケ 同一入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係又は人的関係のある会社同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）

コ 実績条件は、平成27年4月1日からこの公告の日までに国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する延床面積が500㎡以上の体育館における新築工事又は大規模改修工事に係る2,000万円以上の設計業務の元請としての完成実績が1件以上あること。

4 全体スケジュール

| No. | 内 容 | 期 日 |
|-----|------------|-----------------------------------|
| 1 | 実施要領等の公表 | 令和7年4月7日（月） |
| 2 | 質問書の提出 | 令和7年4月8日（火）から 令和7年4月22日（火）正午まで |
| 3 | 質問書に対する回答 | 令和7年4月28日（月）まで |
| 4 | 企画提案書等の提出 | 令和7年5月2日（金）正午まで |
| 5 | 審査結果通知及び公表 | 令和7年5月16日（金） |
| 6 | 契約締結 | 令和7年5月下旬（予定） |

※本プロポーザルでは、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。
※やむを得ず日程変更する際は、別途市ホームページを通じ、案内する。

5 実施要領等の公表及び取得方法

- (1) 公表日
令和7年4月7日（月）
- (2) 公表場所
ふじみ野市ホームページ
- (3) 取得方法
紙での提供は行わず、ホームページよりダウンロードすること。

6 質疑及び回答の受付期間及び方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「様式第4号：質問書」を提出すること。

- (1) 受付期間
令和7年4月8日（火）から令和7年4月22日（火）正午まで
- (2) 提出先
ふじみ野市役所都市政策部公園緑地課
- (3) 提出方法（電子メールのみ）
電子メールにより、担当部署へ提出すること。件名は「ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館改修工事設計業務に関する質問」とすること。
なお、提出した際は、受信確認のため、電話により担当部署まで連絡するものとする。電話連絡の受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時までとする。
- (4) 回答
令和7年4月28日（月）までに、質問者に対して電子メールにて回答するとともに、随時、市ホームページにて質疑及び回答の一覧を公開する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある場合については、質問者に対してのみ回答する。

(5) 備考

期間中、質問書の提出は複数回行って差し支えないものとするが、可能な限りまとめて提出すること。また、同一質問にならないよう、提出前に市ホームページにて確認を行うこと。

7 企画提案書等の提出

参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年5月2日（金）正午まで

※各日の受付は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

(2) 提出先

ふじみ野市役所都市政策部公園緑地課

(3) 提出書類（辞退の場合は、様式第5号の参加辞退届を提出すること。）

ア 様式第1号 参加申込書

イ 様式第2号 参加申込にかかる誓約書

ウ 様式第3号 企画提案書

(ア) 様式第3-1号～様式第3-4号

エ 任意様式 見積内訳書

(4) 提出部数 6部

(5) 提出方法 持参のみ

(6) 応募に関する留意事項

ア 失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 実施要領に違反した場合

(ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(オ) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

イ 留意事項

(ア) 複数提案の禁止

企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(イ) 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。

(ウ) 提出書類の取扱い

提出された書類は、優先交渉権者を選定する目的以外には使用しない。ただし、ふじみ野市情報公開条例(平成17年条例第8号)に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第6条各号に定める非公開情報

(個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、公開することがある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。

(エ) 費用負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、本プロポーザル参加者が負う。

ウ 辞退の取扱い

企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

エ 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

オ その他

(ア) 本プロポーザル参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

(イ) 本プロポーザルは優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

(ロ) 企画提案書の著作権は、企画提案書を提出した参加者に帰属する。

(レ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。

(ハ) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかになった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかになった場合は、契約を解除することができるものとする。

(7) 作成に関する留意事項

ア 企画提案書は、図表及び文章で記入すること。様式の変更及び追加は認めない。

イ 追加資料等を添付した場合、当該追加資料等は評価の対象としない。

ウ 文字は注記を除き12ポイント以上の大きさとし、多色刷りは不可とする。

エ 企画提案書に未記入の項目がある場合は評価の対象としない。

オ 見積内訳書は、消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記する。

カ 提案限度額を超える提案を行った場合は、失格とする。

8 提案の審査・優先交渉権者の選定

(1) 審査方法

審査及び選定にあたっては、選定委員会において、各審査基準に基づき、以下の審査方法をもって、提案者ごとに提案内容を審査する。

同審査結果を審議の上、決定する最高得点者を優先交渉権者として選定する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

本プロポーザルにおいては、書類審査のみとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査は実施しないものとする。

(3) 提案者が1者のみの場合であっても選定委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(4) 審査基準

審査項目及び審査基準・配点は下表のとおりとする。

| 大 No. | 区分 | 小 No. | 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|-------|----------|-------|----------------|--|-----|
| 1 | 企業の能力、実績 | (1) | 企業の保有する技術職員の状況 | 本業務の実施に十分な能力を有しているか。 | 5 |
| | | (2) | 企業の同種・類似業務実績 | 体育館空調新設の内容と同種又は類似の業務を行った実績はあるか。 | 5 |
| | | | | 体育館又は武道館の改修工事の内容と同種又は類似の業務を行った実績はあるか。 | 5 |
| 2 | 技術者の能力 | (1) | 管理技術者の能力・経験・実績 | 体育館空調新設の実施に十分な能力を有しているか、また同種又は類似の業務を行った実績はあるか。 | 5 |
| | | | | 体育館又は武道館の改修工事に十分な能力を有しているか、また同種又は類似の業務を行った実績はあるか。 | 5 |
| | | (2) | 現場責任者の能力・経験・実績 | 体育館空調新設の実施に十分な能力を有しているか、また同種又は類似の業務を行った実績はあるか。 | 5 |
| | | | | 体育館又は武道館の改修工事に十分な能力を有しているか、また同種又は類似の業務を行った実績はあるか。 | 5 |
| 3 | 地域精進度 | (1) | 企業の地域精進度 | 名簿記載の本店又は支店等が市内の者であるか。 | 3 |
| | | (2) | 市内における業務実績 | ふじみ野市が発注した設計業務実績はあるか。 | 2 |
| 4 | 提案内容 | (1) | 設計業務の内容把握と課題整理 | 体育館空調設備の新設に対して、イニシャルコスト、ランニングコストなど経済性を検討し、適正な空調方式の導入計画が具体的に提案されているか。 | 10 |
| | | (2) | 幅広い知識と影響低減の提案 | 改修工事における様々な工法について、幅広い知識を持っており、工事費や工期が過大とならない考え方についての提案であるか。 | 10 |
| | | (3) | 提案の実現性 | 理論的で実現性の高いスケジュール・実施体制等の考え方についての提案であるか。 | 10 |
| 5 | 価格点 | (1) | 提案額 | 配点×((提案額上限額-提案額)÷提案上限額)×係数2.5 ※小数点以下第1位まで有効とし、第2位以下切り捨て | 30 |
| 合 計 | | | | | 100 |

※点数は、全て小数点以下第1位まで有効とし、第2位以下は切り捨てる。

※各審査員の評点の平均が60点に満たない場合は、優先交渉権者の適格に満たないものとする。

9 審査結果通知及び公表

(1) 審査結果の通知

ア 令和7年5月16日(金)までに、プロポーザル参加者に文書及び電子メールで「プロポーザル選定又は非選定結果通知書」及び「採点結果調書」を通知する。

なお、採点結果調書については、「申込順の事業者名」「優先交渉権者名、次点候補者名以外の事業者名を匿名とした評価項目毎の採点結果及び合計点一覧」を記載する。

(2) 審査結果の公表等

ア 審査結果の公表に当たっては、令和7年5月16日(金)までに市ホームページ及びふじみ野市都市政策部公園緑地課窓口において公表する。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10 情報公開

(1) 評価内容

評価内容について、第三者から閲覧又は公開の申出があった場合は、以下内容を記載した「採点結果調書」にて情報提供することを了承すること。

ア 委託業務名

イ 参加提案者

ウ 優先交渉権者名・次点候補者名

エ 事業者名は匿名とした、評価項目毎の採点結果及び合計点

11 契約

(1) 契約締結前の詳細協議

提出された企画提案書の内容に基づき、本市と優先交渉権者にて詳細協議を行う。協議が整い次第、優先交渉権者は、改めて見積内訳書を本市に提出するものとする。

なお、この協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うこととし、詳細協議に係る費用は優先交渉権者の負担とする。

(2) 契約締結

前項の協議が整い次第、速やかに契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点となった事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

また、契約締結前までの間に、優先交渉権者が本実施要領の参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要(※契約保証金を免除する場合の取扱いは、契約規則第22条の規定による。)

(4) 前金払、部分払及び中間前金払

ア 前金払 有

イ 部分払 無

ウ 中間前金払 無

1 2 事務局

ふじみ野市都市政策部公園緑地課

担 当：公園緑地係

住 所：〒365-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

電話番号：049(220)2067（直通）

電子メール：koen@city.fujimino.saitama.jp